



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 加藤勝信様

財務大臣 麻生太郎様

令和 2 年〔2020 年〕5 月 16 日

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学

<照会> FCTC 第 9、10 条での日本政府のタバコ製品の成分の規制および情報開示について

日頃から、COVID-19 など健康政策に邁進され、国民として感謝を申し上げます。

ところで、WHO の FCTC(WHO タバコ規制枠組条約)事務局と一緒に世界のタバコ規制に深く関与しておられる方々から、次のような質問を受けました。

「The 2018 Japan FCTC report says that manufacturers and importers of tobacco products are required to disclose to government authorities information about the emissions of tobacco products. The report also says that emissions disclosures are made available to the public. We were unable to find this provision in the law.」

https://untobaccocontrol.org/impldb/wp-content/uploads/Japan_2018_report.pdf

このこと自体、FCTC 第 9, 10 条で日本政府も法律を定め、タバコ製品の成分の規制および情報開示をする事が求められています。しかしながら、2010 年にウルグアイのプンタデルエステで行われた COP4 でガイドラインが示されて以来、財務省に何回か開示をお願いしてきたところですが、一切回答を得られておりません。そのため、タバコ製品の排出物質を政府に報告し、またそれを国民に報告しなければならないように法律がなっていると知り、私たちは、大変驚いているところです。

質問 1.

「タバコ製品の排出物質」について、タバコ製品製造業者や輸入業者（タバコ産業）に政府機関への開示および排出物質の情報の公開を要求したことがあるということですが、いつ誰に対してどのように要求されたのかをお教えてください。

質問 2.

もしそのような要求をタバコ産業にされたのであれば、どのような法的根拠に基づいて要求されたのかをお答えください。

質問 3.

いつどこで国民に開示がされたのでしょうか？

質問 4.

加熱式タバコでは、ニコチンはどの程度出てくるのでしょうか。

5月8日の参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会（第三回）で、松沢成文議員から質問がありましたように、加熱式タバコには標準タバコと同様であると実証されているニコチン量すら書いてなく、しかも有害性物質が90%あるいは99%カットされていると表示しています。これは国民が健康に良いと誤解を与えるもので、景品表示法第5条第一項あるいは第7条第二項にいられている不実証広告規制にある不当表示に相当するのではないのでしょうか。

大変重要な問題につき、本年の5月31日（世界禁煙デー/ World No Tobacco Day）までにご回答をお願い申し上げます。

【参考】

requiring manufacturers or importers of tobacco products to disclose to Government authorities information about the: [emissions of tobacco products?]

Yes

requiring public disclosure of information about the: [emissions of tobacco products?]

Yes

